

広島県告示第五百三十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十八条第四項の規定によって広島県収納代理金融機関に指定した株式会社あおぞら銀行は、令和五年四月一日その指定を取り消す。

令和五年三月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦